

緊急時における児童クラブの対応

特定非営利活動法人ちがさき学童保育の会

1. 緊急時について

- ① 緊急時とは、災害や地震警戒宣言発令時や大地震発生時、不審者等による事件が、児童クラブ及び地域内で発生したときです。
- ② 緊急時の該当地域は、神奈川県湘南〔神奈川県東部（茅ヶ崎市）〕の地区です。

2. 連絡方法について

緊急時の対応については、可能な限り「一斉メール連絡システム」にて、ご連絡致しますが、停電等でライフラインが機能していない場合は、施設への掲示等の対応をする場合がありますので、ご了承願います。

3. 児童クラブの対応および児童の登所について

緊急時は、保護者又は代理人（以下「保護者等」という）の送迎をお願いします。

（児童だけの登所・一人帰りはさせません。）

緊急時の対応は、学校によって異なる場合があります。

児童クラブでは下表のとおりとなりますが、次の場合は**閉所**となります。

- ① 安全が確保できない場合（例：窓ガラスが割れている、浸水している等）
- ② **茅ヶ崎市より「警戒レベル4（避難指示）」以上が発令された場合**
- ③ 気象庁の氾濫危険情報等により、茅ヶ崎市が高齢者等避難を発令した場合、ハザードマップで河川氾濫等により浸水の可能性がある場所の児童クラブ
該当地域：鶴嶺、今宿、浜之郷、梅田、柳島

A. 小学校へ登校後

小学校の対応	児童クラブの対応
一斉下校	下校時より開所します。
保護者の引取りによる下校	下校時より開所します。 保護者等によって児童を引取り、児童クラブへ連れて来て下さい。 引取り下校の理由によって、児童だけの一人帰りはさせない場合があります。その場合は、保護者等に引取りをお願いします。 ※支援員による児童の引取りはできません。

※警報が解除されても、状況により保護者等の送迎をお願いします場合があります。

B. 小学校への登校前

小学校の対応	児童クラブの対応
登校時間の遅延	8時より開所します。 開所状況について「一斉メール」でご連絡します。公共交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が発生している場合があります。 電話でクラブの開所状況を確認したうえで保護者等が付き添いのうえ、登所してください。 小学校の登校時間にあわせて、児童をクラブより学校へ送り出します。

C. 小学校が休みの場合

休校時、春季休業、夏季休業、秋季休業、冬季休業、土曜日、学校閉鎖時や行事の代休等で学校が休みの日の対応です。

状況	児童クラブの対応
気象警報発令時	8時より開所します。 開所状況について「一斉メール」でご連絡します。公共交通機関の運行遅延等、クラブ開所に障害が発生している場合があります。 電話でクラブの開所状況を確認したうえで登所してください。 ※必ず保護者等が付き添いのうえ登所して下さい。
地震警戒宣言発令 大地震発生時	閉所します。
津波警報/大津波 警報発令時	閉所します。 被災想定地域により、安全が確保できる児童クラブのみ開所する場合があります。
特別警報発令時	閉所します。 ご家庭で速やかに、命を守る行動を取って下さい。
不審者等による 事件発生時	必ず保護者等が付き添いのうえ登所して下さい。

D. 児童クラブへ登所後

状況	児童クラブの対応
地震警戒宣言発令 大地震発生時	保護者等の速やかな引取りによる帰宅となります。 大地震発生時は、各地域の避難所へ避難します。
津波警報/大津波 警報発令時	クラブごとに決められた一時退避場所に避難します。避難場所にて保護者等の引取りによる帰宅となります。
特別警報発令時	速やかに命を守る行動を取ります。 状況により、クラブに留め置き、安全確認後に各地域の避難所へ避難します。
不審者等による事 件発生時	状況により、学校・公共施設等へ避難します。 保護者等の引取りによる帰宅となります。

5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報				相当する警戒レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	キキクル (危険度分布)	氾濫 発生情報	5 相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
4	・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報	高潮 警報	高潮 特別警報	※2 極めて危険 非常に危険 氾濫 危険情報	4 相当
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	※1 大雨警報 洪水警報	高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報	警戒 (警報級)	氾濫 警戒情報	3 相当
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報	注意 (注意報級)	氾濫 注意情報	2 相当
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認	早期 注意情報 (警報級の 可能性)				

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。